

事業承継税制の最近の適用動向

1. 改正後の動向

平成 27 年は、適用要件の緩和、手続きの簡素化に向けて改正された事業承継税制が施行された年です。平成 27 事務年度の相続税・贈与税のデータがまとまってきたので、情報公開で取得した国税庁のデータから、最近の事業承継税制の適用動向を見てみましょう。

2. 相続税

中小企業のための事業承継税制である「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第 70 条の 7 の 2) は、所定の中小企業経営者の相続人が、相続等により、都道府県知事認定の中小企業の議決権株式を取得した場合、取得した会社株式のうち発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に達するまでの部分の課税価格の 80% に相当する相続税をこの相続人が亡くなるまで納税猶予し、一定要件をクリアした場合免除する制度です。

この制度を適用した被相続人が平成 28 年 6 月 30 日までに延べ 716 人、事業承継者が 744 人にのぼっていることがわかりました。平成 27 事務年度末まで納税猶予を受けているケースは 689 件、継続猶予税額は約 438 億円にのぼっています。

最近事務年度の適用状況(7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの事務年度ベースでの集計)は次の表 1 の通りです。

表 1

事務年度	25	26	27
前期繰越人数	308	392	498
被相続人数	86	114	194
承継相続人数	89	120	203
当期発生金額(百万円)	7,620	13,879	13,951
前期繰越金額(百万円)	17,724	25,267	38,582
打切・免除等差引要継続管理分金額(百万円)	25,267	38,582	43,893

平成 27 事務年度で適用した被相続人は 194 人で前事務年度比約 70.1% 増加、事業承継者は 203 人となり、前事務年度比 69.1% 増加しています。

改正は雇用要件の緩和(5 年間平均で雇用 8 割以上を確保)、親族間承継要件の廃止などが行われました。

適用動向から見るに、改正の効果があったといってもよさそうです。

3. 贈与税

事業承継委税制のうち贈与税にかかるもの(租税特別措置法第 70 条の 7)の適用動向は、次の表 2 の通りです。

表 2

事務年度	25	26	27
前期繰越件数	199	248	281
当期発生件数	66	48	254
打切・免除等差引要継続管理件数	248	281	519
当期発生金額(百万円)	79,154	4,165	26,712
前期繰越金額(百万円)	20,022	98,613	27,122
打切・免除等差引要継続管理分金額(百万円)	98,613	27,122	53,127

平成 27 事務年度は適用件数(当期発生)が前事務年度比 5.3 倍になりました。猶予金額面では、平成 25 事務年度に福岡国税局管内で約 751 億円もの事案が発生し、翌平成 26 事務年度にその発生とほぼ同額が免除になったケースがあり乱高下していますが、平成 23 事務年度では当期発生分が 80 億円ほど、平成 24 事務年度当期発生分が 45 億円ほどのペースからすれば、平成 27 事務年度の 267 億円は、改正前の平年に比べ増加したといってもよさそうです。

贈与にかかる事業承継税制では、先代経営者の役員退任要件が緩和され、残留できるよう改正が行われており、平成 27 年からの施行となっていました。データから見ると、やはりここでも効果はあったといってもよさそうです。

4. 今後の動向

事業承継税制は、平成 29 年度税制改正で、雇用確保要件の計算方法が見直されたほか、相続時精算課税制度との併用も可能とされる改正が行われました。さらに平成 30 年度税制改正に向けた論議では、さらなる制度の改正等について検討される模様です。

今後の適用動向がどのように変化していくのか、注目されます。